

【職場内での回覧をお願いします】

協会けんぽの申請書様式が一部変更となりました 協会けんぽに手続きを行う際は新様式の申請書をご利用ください

協会けんぽでは、加入者の皆様に対する給付金を円滑にお支払いするため、各種申請書の様式を一部変更させていただきました。

ポイント

自由記載欄を
マス目化しました

- 文字の読み取り精度を高め、円滑に給付金を支給するため、自由記載欄を削減しマス目化しました。新様式の使用にご協力をお願いいたします。

旧様式

⑤ 支払った額のうち、
保険診療分の金額(自己負担額) 円

新様式

⑤ 支払った額のうち、
保険診療分の金額(自己負担額) 円

変更前の様式も
引き続きご利用
いただけます。



申請書の入手方法

- ① 協会けんぽのホームページから印刷できます。
- ② 全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機を利用した「ネットプリント（有料）」からも印刷できます。
- ③ 協会けんぽまでご連絡いただければ、郵送でお送りいたします。

申請書ダウンロード項目



申請書等の提出先について 再度ご確認ください

申請書等の提出先は、届出内容によって、協会けんぽと日本年金機構に分かれています。

回送等による手続きの遅れを防ぐため、提出先を再度ご確認ください。

協会けんぽに 申請するものに

- ① 健康保険の各種給付金にかかる申請
… 傷病手当金・出産手当金・高額療養費等
- ② 任意継続保険にかかる申請等
- ③ 再交付の申請
… 被保険者証・高齢受給者証の再交付等
- ④ 健康診断等にかかる申請等
… 生活習慣病予防健診・特定健診等
- ⑤ 第三者行為にかかる届出

保険証の速やかな 回収にご協力をお願いします

保険証は、退職日の翌日（資格喪失日）以降、使用することができません。

事業所様におかれましては、右記 **3項目** についてご理解・ご協力をお願いします。

- ① 保険証の使用期間について周知をお願いします。
… 保険証は資格喪失日以降使用することができません。
- ② 保険証は退職日までの回収をお願いします。
… 扶養家族の分も含め、速やかな回収をお願いします。
- ③ 資格喪失届等提出の際は保険証の添付をお願いします。
… 健康保険法施行規則第51条により、事業主様に義務付けられています。



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12
甲府ニッセイビル7階

8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

055-220-7750 (代表)



ホームページ

協会けんぽ 山梨支部

検索

◆ 申請書はホームページからダウンロードできます ◆



糖尿病ありの方は正常な方と比較して心筋梗塞・脳梗塞の発症率が約3倍
要治療の判定を受けた方は早急に医療機関へ受診を！

健康診断で生活改善が必要と判定された方
協会けんぽの**特定保健指導**をご利用ください

上手な医療のかかり方 医療費を上手に節約しましょう！



ご存じですか？

医療機関や調剤薬局の窓口で支払う医療費は、みなさんの医療のかかり方ひとつで上手に節約することができます。

窓口で支払う医療費を節約することは、医療費全体の節約につながるとともに、保険料負担の上昇を抑える効果も期待できます。

加入者のみなさまにおかれましては、右記2項目の内容をご確認のうえ、医療にかかる際の参考にしてください。



1 まずは「かかりつけ医」に受診を！ 「はしご受診」はやめましょう

身近なお医者さん「かかりつけ医」を持ち、自分の判断だけで受診先を転々とする「はしご受診」はやめましょう。

その都度初診料がかかるだけでなく、何度も検査や投薬を行うことにより体にも負担がかかります。

注目

初診料：2820円(10割分)

「はしご受診」のたびに
毎回初診料が発生します。



2 「小児救急電話相談(# 8000)」 を活用しましょう

子どもの急な病気で判断に迷った時は、「小児救急電話相談」を活用しましょう。小児科医や看護師に相談することができます。

携帯電話・プッシュ回線
ダイヤル回線 055-226-3369
平日 午後7時～翌朝7時
土曜日 午後3時～翌朝7時
日曜日(祝日) 午前9時～翌朝7時

8000

医療費の節約に向けてさらにできること

服用するお薬を **ジェネリック医薬品** にすることで、さらに医療費の節約ができます！

医師・薬剤師にぜひご相談ください！

お薬代が3割～5割程度安くなるため、窓口で支払う金額も少なくなります。

健康保険 制度なにこれ Vol.1

加入者の皆様が健康保険制度への理解を深めていただけるよう、コラムの掲載をはじめました。

出産育児一時金

被保険者・被扶養者が出産をした場合、一児につき42万円※1の給付を受けることができます。出産後に協会けんぽへ手続きをするか、あるいは直接支払制度を利用する場合は、医療機関等に直接申し出てください。

対象者※2

被保険者・被扶養者

手続先

保険証に記載されている協会けんぽ都道府県支部

※1 産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は40万4千円。

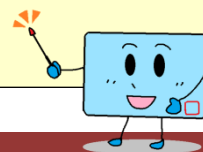
※2 退職後は被保険者のみ(要件があります)

直接支払制度とは

出産でかかる費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、協会けんぽから医療機関等に出産育児一時金を直接支払う制度です。

事前にまとまった金額を用意する必要がなくなるため、経済的負担の軽減につながります。

また、実際の出産費用が、出産育児一時金の上限金額より少なかった場合、協会けんぽに差額の請求をすることができます。



【問い合わせ先】

山梨支部 業務グループ (055-220-7752)